

プール 水質基準

水質基準

検査項目	遊泳用プールの衛生基準 厚生労働省健康局長通知 健衛発第0528003号 平成19年5月28日	学校環境衛生の基準 文部科学省告示第60号 平成21年4月1日施行
水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
濁度	2度以下	2度以下
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下	12mg/L以下
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L以上であること。 また1.0mg/L以下であることが望ましい。	0.4mg/L以上であること。 また1.0mg/L以下であることが望ましい。
二酸化塩素	0.1～0.4mg/L ※二酸化塩素による消毒の場合	-
亜塩素酸	1.2mg/L以下 ※二酸化塩素による消毒の場合	-
大腸菌	検出されないこと	検出されないこと
一般細菌	200CFU/mL以下	200CFU/mL以下
総トリハロメタン	0.2mg/L以下が望ましい。	0.2mg/L以下が望ましい。
レジオネラ属菌	不検出であること（維持管理基準）	-
検査頻度	毎月1回以上 ※遊離残留塩素 毎日（午前中1回、 午後2回以上 \pm 1ヶ時を含む） ※総トリハロメタン 毎年1回以上（6～9月） ※レジオネラ属菌 毎年1回以上	使用日数の積算が30日を超えない 範囲で少なくとも1回以上 ※総トリハロメタンは使用期間中の 適切な時期に1回以上
備考	-	原水は飲料水基準に適合することが望ましい。